吉田町監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、吉田町長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年11月30日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

監査の種別	監査の対象		
	さくら保育園、さゆり保育園		
定期監査	すみれ保育園、わかば保育園		
	(所管課:社会福祉課)		

【指摘事項及び意見】(平成27年8月31日 吉監第25号)

【指摘事項】

すみれ保育園では備品台帳副本はあったが直近のものがなかった。平成26年度の新設移転に伴い、多くの備品が購入されているにも関わらず、備品台帳副本が整備されていなかった。したがって備品台帳副本が、適正に整備されているとは認めがたい。物品分任出納員(園長)は規程に基づき、備品台帳副本を整備し、適切な備品管理に当たられたい。

また、所管課長である社会福祉課長は指摘事項をふまえ、内部統制の強化を図るとともに各保育園における備品管理が規程に基づき、適切に行われるよう、指導・監督に当たられたい。

【措置の内容】(平成 27 年 10 月 30 日 吉社第 1761 号)

すみれ保育園では園長が備品台帳副本を整備し、処分したものは台帳から 削除、平成26年度の新設移転に伴い、購入したものは新たに備品台帳副本 をおこし整備した。

また、備品管理の規程に基づいた管理方法は、会計課長と今後の方向性について検討中である。